

# 令和元年度 滋賀県主任介護支援専門員研修

## 開催要領

### 1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供とする者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識および技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的として開催します。

### 2 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

### 3 研修日程

別紙「令和元年度 滋賀県主任介護支援専門員研修日程表」のとおり

### 4 会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（滋賀県立草津市笠山七丁目8-138）

### 5 受講定員

100名

（定員を超過した場合は、居宅介護支援事業所の管理者を優先して決定させていただきます。）

### 6 受講対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、原則として現在、介護支援専門員の業務に従事している者。

具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる方を育成する観点から、居宅サービス計画等を提出することにより、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ、「滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰ及び専門課程Ⅱまたは「滋賀県介護支援専門員更新研修事業実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者。

- ①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ③介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④その他介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

※詳細は、別紙「令和元年度 滋賀県主任介護支援専門員研修の受講対象者について」をご確認ください。

**\*原則、登録地での受講となります。他府県登録の方は受講地変更をしてから、お申込み下さい。**

## 7 受講申込み方法

### (1) 提出書類

#### ◆受講申込書

施設・事業所の管理者は（別紙 様式1または様式3）により、地域包括支援センターの代表者は（別紙 様式2）により、所属する職員の受講申込を行ってください。

#### ◆受講条件によって必要な書類

①専任の介護支援専門員として従事した期間にかかる証明書（別紙 様式4）

②認定ケアマネジャーの認定書の写し（コピー）

③兼任の介護支援専門員として従事した期間にかかる証明書（別紙 様式5）

④特別な事情および必要な知識と経験を有すると市町が認めることにかかる証明書

#### ◆居宅・施設サービス計画書(1)(2)(3)表の写しまたは介護予防サービス・支援計画書の写し

※必ず直近でご自身が担当されている方の計画書を提出してください。

※書類に記載されている個人情報(氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものは)、全て修正ペン等で秘匿のうえ、コピーしたものを提出してください。

### (2) 提出先

滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター  
(〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内)

### (3) 提出期限

令和元年7月19日（金）必着

郵送またはご持参ください。（FAXでは受理できません。）

### (4) 申込みにあたっての留意点

本研修は12日間(計70時間)の受講期間を要します。申込みにあたっては、確実にすべての日程を受講できる方のみ申込みしてください。(あらかじめ受講できない日程が見込まれる方については、次年度以降に申し込んでください。)

## 8 受講決定

後日（8月上旬頃）事務局より受講決定ならびに当該研修の詳細をお知らせします。

なお、受講対象要件に該当しないか、もしくは受講定員の関係で申込み者全員に受講決定できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

## 9 受講料

32,900円

受講料は、主催者からの受講決定後に指定する口座に期日までに納付してください。

※受講料を納付した後は、受講者都合による返金はいたしませんのでご了承ください。

## 10 個人情報の保護について

申込書に記載された個人情報は、本研修の実施のみに使用することとし、本人の許可なく、その他の用途に使用することはありません。

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会  
滋賀県福祉研修センター 檜山・安原  
TEL 077-567-3927  
FAX 077-567-3910